



**傾斜角度測定機を使用した  
最大安定傾斜角度の測定を行います**

一部の自動車改造事業者が検査の際に提出した最大安定傾斜角度の計算書について、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しないにもかかわらず適合する内容であった事実が確認されたことから、自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は最大安定傾斜角度の検査方法の適正化の検討を行う一環として、平成17年8月の1か月間、新規検査等の際、傾斜角度測定機を使用した最大安定傾斜角度の測定の試行を行います。

傾斜角度測定機により最大安定傾斜角度を測定する検査の種別等の概要は次のとおりです。

**1. 傾斜角度測定機を使用して最大安定傾斜角度を測定する検査の種別**

- (1) 新規検査（中古新規検査にあっては、最大安定傾斜角度が減少する改造が行われている場合に限る。）
- (2) 予備検査（抹消登録証明書又は予備検査証の提示があった場合にあっては、最大安定傾斜角度が減少する改造が行われている場合に限る。）
- (3) 構造等変更検査（最大安定傾斜角度が減少する改造が行われている場合に限る。）

**2. 傾斜角度測定機を使用して最大安定傾斜角度を測定する自動車の具体例**

- (1) 審査事務規程に規定する計算方法又は改造施工者等が作成した設計段階での計算書により算出された値（バネのたわみ値を減ずる前の値）が適用する基準に対し12度未満の自動車
- (2) 傾斜角度測定機による最大安定傾斜角度の測定を行うことができる事業者が発行した最大安定傾斜角度測定結果表の提出がある自動車であって、最大安定傾斜角度測定結果表と車両重量が相違する自動車
- (3) ハイリフト車、クレーン付き自動車等重心高さが著しく高くなる自動車等

なお、詳細については、当法人の各検査部又は各事務所にお問い合わせ願います。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail [gyoumuka@navi.go.jp](mailto:gyoumuka@navi.go.jp)